

## [別紙-1]

### 浄水について

#### 御徳浄水場 勝野配水池系

##### + 新多地区

- \* 御徳浄水場勝野配水池系で距離が最も遠く配水管の末端と考えられる新多地区の給水栓を代表して、最も水質が悪化すると考えられる7月に浄水全51項目の検査を行い、その他の月は省略不可9項目について、毎月検査を行います。
- \* 消毒剤消毒副生成物12項目については、4月、7月、10月、1月の年4回検査を行います。
- \* 過去3年間の検査結果で、厚生労働省令第百四十二号〔平成15年〕の三一ハに示されている28項目のうち、フッ素及びその化合物・蒸発残留物・カルシウム、マグネシウム等（硬度）・ナトリウム及びその化合物・1,4-ジオキサン・ヒ素及びその化合物・ホウ素及びその化合物が基準値の1/5を上回っていたため、年4回検査を行います。また、アルミニウム及びその化合物については、過去に基準値の1/5を上回ったことがあるため、年4回検査を行い監視していきます。さらにヒ素及びその化合物・フッ素及びその化合物については、年4回検査に加え毎月検査を行い監視して行きます。
- \* 2-メチルイソボルネオール・ジェオスミンは、上流域のため池等で藻類の繁殖により影響がある可能性があり、最も藻類の繁殖が考えられる春季から秋季の5月から9月に年5回検査を行います。
- \* 水質管理目標設定項目のアルミニウム及びその化合物については、基準項目内で検査を行っているため水質管理目標設定項目での0.1mg/l以下の目標値に照らし合わせて監視していきます。
- \* 水質管理目標設定項目の消毒副生成物であるジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、亜酸素酸は、田植え等により水質が悪化すると考えられる6月に検査を行います。

- \* より質の高い水道水の供給を目指すための目標との位置づけである、水質管理目標設定項目中のおいしい水等の 10 項目については、浄水全 51 項目に共通する項目が多くあるため 7 月同時に検査を行います。
- \* 有機物(全有機炭素(TOC)の量)と並行し有機物の動向の指標とするため、生物化学的に難分解性有機物の指標である E<sub>260</sub> を毎月検査行います。
- \* 水質管理目標設定項目の従属栄養細菌が異常な増加を生じないかを、気温が上昇する夏季の 7 月に年 1 回検査行い、消毒過程での細菌の挙動の評価、配水系における塩素の消失や水の滞留の状況の評価に活用します。
- \* 水質管理目標設定項目の PFOA 及び PFOS については、年 1 回検査を行い、水質の監視及び水質動向を把握します。
- \* 放射性物質のセシウム 134、セシウム 137、ヨウ素 131 について、御徳浄水場勝野配水池系を代表して 5 月に年 1 回検査を行います。

#### + 新町調整池系・毛勝調整池系・七福団地調整池系・堀団地調整池系

- \* 各調整池の最も距離の遠い地区の給水栓で、残留塩素効果等の確認のため省略不可 9 項目を 3 ヶ月に 1 回、年 4 回検査行います。
- \* 水質管理目標設定項目の従属栄養細菌を、気温が上昇する夏季で一般細菌の検査に合わせて実施することが望ましいため、新町調整池系・毛勝調整池系を 7 月、七福団地調整池系・堀団地調整池系を 8 月に年 1 回行い、消毒過程での細菌の挙動の評価、配水系における塩素の消失や水の滞留の状況の評価に活用します。

#### 御徳浄水場 北部配水池系

##### + 赤地地区

- \* 御徳浄水北部配水池系で距離が最も遠く配水管の末端と考えられる赤地地区の給水栓を代表して、最も水質が悪化すると考えられる 6 月に浄水全 51 項目の検査を行い、その他の月は省略不可 9 項目について、毎月検査を行います。
- \* 消毒剤消毒副生成物 12 項目については、6 月、9 月、12 月、3 月の年 4 回検査を行い

ます。

- \* 過去 3 年間の検査結果で、厚生労働省令第百四十二号〔平成 15 年〕の三一ハに示されている 28 項目のうち、蒸発残留物・カルシウム、マグネシウム等（硬度）・ナトリウム及びその化合物・鉛及びその化合物・鉄及びその化合物が基準値の 1/5 を上回っていたため、年 4 回検査を行います。特に蒸発残留物については、年 4 回検査に加え毎月検査を行い監視して行きます。また、アルミニウム及びその化合物・フッ素及びその化合物については、過去に基準値の 1/5 を上回ったことがあるため、年 4 回検査を行い監視していきます。
- \* 2-メチルイソボルネオール・ジェオスミンは、上流域のため池等で藻類の繁殖により影響がある可能性があり、最も藻類の繁殖が考えられる春季から秋季の 5 月から 9 月に年 5 回検査を行います。
- \* 水質管理目標設定項目のアルミニウム及びその化合物については、基準項目内で検査を行っているため水質管理目標設定項目での 0.1mg/l 以下の目標値に照らし合わせて監視していきます。
- \* より質の高い水道水の供給を目指すための目標との位置づけである、水質管理目標設定項目中のおいしい水等の 10 項目については、浄水全 51 項目に共通する項目が多くあるため 6 月同時に検査を行います。
- \* 水質管理目標設定項目の従属栄養細菌を、一般細菌の検査に合わせて実施することが望ましいため 6 月に年 1 回検査を行い、消毒過程での細菌の挙動の評価、配水系における塩素の消失や水の滞留の状況の評価に活用します。
- \* 水質管理目標設定項目の PFO S 及び PFO A については、年 1 回検査を行い、水質の監視及び水質動向を把握します。
- \* 放射性物質のセシウム 134、セシウム 137、ヨウ素 131 について、北部御徳浄水場北部配水池系を代表して 5 月に年 1 回検査を行います。

± 鴻の巣団地調整池系・口伝ヶ浦団地調整池系

- \* 各調整池の最も距離の遠い給水栓で、残留塩素効果等の確認のため省略不可 9 項目を3ヶ月に1回、年4回検査行います。
- \* 水質管理目標設定項目の従属栄養細菌を、一般細菌の検査に合わせて実施することが望ましいため 6 月に年1回検査行い、消毒過程での細菌の挙動の評価、配水系における塩素の消失や水の滞留の状況の評価に活用しています。

## [別紙-2]

### 原水について

#### 御徳浄水場 遠賀川水系 庄内川表流水

- \* 原水全 40 項目を田植え等で水質が悪化する 6 月に検査を行います。
- \* 原水全 40 項目から、表流水では検査の必要性が低いと考えられる「地下水を水源とする場合の考慮すべき 7 項目」と「2-メチルイソボルネオール・ジェオスミン」の 9 項目を除いた 31 項目について、10 月と 2 月の年 2 回検査を行います。
- \* 水質の状況を把握し浄水処理に活用するため、有機物（全有機炭素（T O C）の量）、蒸発残留物、アンモニア態窒素（NH<sub>4</sub>-N）を毎月検査し、生物化学的酸素要求量（B O D）、化学的酸素要求量（C O D）、全窒素（T - N）、全リン（T - P）、浮遊物質量（S S）は、6 月、10 月、2 月の年 3 回検査を行います。
- \* 水質管理目標設定 9 項目については、厚生労働省健康局課長通知（健水発第 0122002 号）より、「水質監視は、原水について行うことを原則とする」と指示されているため、田植え等で水質が悪化すると考えられる 6 月に原水で検査を行い、目標値を超えて検出された場合は、浄水で直ちに確認の追加検査を行います。
- \* 農薬については、水源周縁及び上流域で農薬を使用する作物等で水稻が大多数を占めるため、農協発行の防除暦を調査し前年度の農薬使用実績と今年度の使用予定より多く使用される農薬を選択し 6 月、8 月に検査を行い、目標値を超えて検出された場合は、浄水で直ちに確認の追加検査を行います。
- \* ダイオキシン類は、10 月に検査を行います。
- \* クリプトスボリジウム等に関する対策指針での、水道原水に係るクリプトスボリジウム等による汚染のおそれの判断について、地表水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設であるためリスクレベル 4 の施設としています。クリプトスボリジウム等の指標菌である大腸菌と嫌気性芽胞菌を 5 月と 11 月の年 2 回、クリプトスボリジウム等の検査を 6 月、10 月、2 月の年 3 回検査を行い、汚染リスクに関するデータの集積に努めます。

### 御徳浄水場 三六地下水深井戸

- \* 原水全 40 項目を最も水質が悪化すると考えられる 8 月に検査を行い、その半年後の 2 月に地下水を水源とする場合の考慮すべき 7 項目と過去の浄水データで基準値の 1/5 を上回っている、ヒ素及びその化合物・フッ素及びその化合物・ホウ素及びその化合物・アルミニウム及びその化合物・ナトリウム及びその化合物・蒸発残留物・カルシウム、マグネシウム等（硬度）について検査を行います。省略不可 9 項目とヒ素及びその化合物については毎月検査を行います。
- \* 1,4-ジオキサンが検出されるため、5 月、8 月、11 月、2 月の年 4 回検査を行い監視していきます。
- \* クリプトスボリジウム等に関する対策指針での、水道原水に係るクリプトスボリジウム等による汚染のおそれの判断について、指標菌が検出されたことがある施設であるためリスクレベル 3 の施設としています。過去に大腸菌が検出されていますが、頻度も少ないためクリプトスボリジウム等の指標菌である大腸菌・嫌気性芽胞菌の検査は、5 月、8 月、11 月、2 月の年 4 回検査を行い監視していきます。

### 御徳浄水場 遠賀川水系遠賀川第 4 伏流水

- \* 原水全 40 項目を最も水質が悪化すると考えられる 8 月に検査を行い、1 月に原水全 40 項目より冬季で藻類が繁殖し混入する可能性が低い 2-メチルイソボルネオール・ジェオスミンを除いた原水 38 項目を行います。その他の月は、省略不可 9 項目を毎月検査行います。
- \* クリプトスボリジウム等に関する対策指針での、水道原水に係るクリプトスボリジウム等による汚染のおそれの判断について、地表水以外の伏流水を水道の原水とし、指標菌が検出されたことがある施設であるためリスクレベル 3 の施設としています。クリプトスボリジウム等の指標菌である大腸菌・嫌気性芽胞菌の検査は、5 月、8 月、11 月、2 月の年 4 回検査を行います。クリプトスボリジウム等は、12 月に年 1 回検査を行います。
- \* 生物化学的酸素要求量（BOD）は、6 月、10 月、2 月の年 3 回検査を行います。

## 御徳浄水場 遠賀川水系遠賀川第1伏流水

- \* 原水全40項目を最も水質が悪化すると考えられる8月に検査を行い、1月に原水全40項目より冬季で藻類が繁殖し混入する可能性が低い2-メチルイソボルネオール・ジェオスミンを除いた原水38項目を行います。その他の月は、省略不可9項目を毎月検査行います。
- \* クリプトスボリジウム等に関する対策指針での、水道原水に係るクリプトスボリジウム等による汚染のおそれの判断について、地表水以外の伏流水を水道の原水とし、指標菌が検出されたことがある施設であるため、リスクレベル3の施設としています。クリプトスボリジウム等の指標菌である大腸菌・嫌気性芽胞菌の検査は、8月、1月の年2回検査を行います。クリプトスボリジウム等は、12月に年1回検査を行います。
- \* 生物化学的酸素要求量（BOD）は、6月、10月、2月の年3回検査を行います。

- 水道におけるクリプトスボリジウム等に関する対策指針に基づくリスクレベルは、〔表-2〕にまとめています。
- クリプトスボリジウム等による汚染のおそれの有無について判断するための指標菌及びクリプトスボリジウム等の過去3年間の検査結果を、〔表-3〕にまとめています。